

岩手県告示第 485 号

森林公園条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 92 号）附則第 2 項の規定により、岩手県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 森林公園条例の一部を改正する条例による改正後の森林公園条例（昭和 55 年岩手県条例第 26 号。以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額

表 1 改正後の条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた場合の利用料金

- 1 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルームの利用料金

区 分	単 位	利用料金
森林ふれあい学習館多目的ホール	1 時間までごとに	1,900 円
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	1 時間までごとに	500 円

- 2 キャンプ場の利用料金

単 位	利用料金
1 日までごとにテント 1 張につき	500 円

備考 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

表 2 附属の設備の利用料金

テント 1 日までごとに 1 張につき 500 円

備考 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

表 3 改正後の条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 人 1 日までごとに	500 円
業として行う写真の撮影	1 日までごとに 1 台ごとに	200 円
展示会その他これに類する催しの開催	1 日までごとに	4,500 円